

いしかわ魅力開発民間プロジェクト応援事業 FAQ

NO	質問	回答
1	宗教団体や政治団体は補助対象者となるのか。	補助対象外とします。（募集要項2(2)を参照）
2	法人格を有しない民間団体も補助対象者になるのか。	補助対象とします。（規約等を有し、代表者の定めがあり、財産管理等を適切に行うことができると認められる団体とします。）
3	同一の事業者が複数応募する事は可能か。	幅広く応募を募りたいという趣旨から、複数の応募も可能とします。
4	体験型観光素材とはこういったものか。	その地域ならではの自然、歴史、文化、食、産業などの資源を活用し、旅行者が体感できる観光素材となります。（例：九谷焼の廃材を活用した〇〇作り体験、県産の〇〇食材を活用した収穫・料理体験など）
5	体験型観光素材の開発に向けたニーズ調査は、採択対象となるのか。	実行性の弱いアイデアフラッシュベースでのニーズ調査のみの事業は採択される可能性は低くなると思われます。例えば体験型観光素材の開発に向けたモニターによる実証事業など、事業実施に具体性を持たせる事として下さい。
6	土産や食事メニューなどの商品開発は採択対象となるのか。	当事業で目指す「いしかわ旅行商品プロモーション会議」の場で提案する体験型観光素材にはなじまないため、採択される可能性は低いと思われます。
7	既存事業の磨き上げに関する事業でも応募出来るのか。	新たな体験型観光素材を求めているため、応募いただいても、採択される可能性は低いと思われます。
8	Wifi等の整備など設備工事費は補助対象となるのか。	設備工事費などのハード事業は補助対象外とします。
9	全て備品購入費でも補助対象となるのか。	全て備品購入費とする場合も可としますが、事業の新規性や企画内容、将来的な需要・継続性などをしっかり示す事として下さい。
10	国や県など他の補助事業との重複は可能か。	不可能です。（募集要項2(1)を参照）
11	利益が出た場合の取り扱いはどうなるのか。	補助対象経費から差し引く事とします。 例) 補助対象経費30万円として10万円の利益が出た場合は、補助額20万円となります。
12	事業実施にあたって、事前の概算払いや都度精算していただくことは可能か。	事業の実施・進捗状況に応じて必要と認められる場合は、概算払いや都度精算をする事を可能とします。
13	取組内容は同様であるが対象地域が異なる事業について、応募は可能か。	同じ取組内容のものについては採択される可能性は低くなると思われます。
14	いしかわ旅行商品プロモーション会議とは何か。	県内市町・観光協会等が、旅行会社の商品造成担当者に対し、地元の観光素材を提案し、旅行商品化等を働きかける場であり、年に2回開催しております。